

# 教科書発行の 現状と課題

令和4年度

2022



01 教科書の定価は、  
諸物価に比べて廉価です。 / p.6

02 教科書の大判化、ページ数増加が進み、  
コスト増大の要因となっています。 / p.8

03 教科書の編集・制作には、  
多大な労力とコストがかかります。 / p.10

04 「デジタル教科書」を用いた  
授業が始まっています。 / p.12

05 新しい時代の要請に応じた  
デジタル教科書の編集・制作には、  
さまざまな費用がかかります。 / p.14

06 教科書のバリアフリー化を  
推進しています。 / p.16

07 児童生徒数の減少は、教科書の発行に  
深刻な影響を与えています。 / p.18

08 教科書の供給システムは、日本の教育  
を支える重要なインフラです。 / p.20

09 被災地への補給にも  
万全を期しています。 / p.22





# 教科書と、一緒に

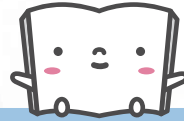
～すべての子供たちに、学びの楽しさとよろこびを届けるために～

これからどんな世界に出会うのか、どんなことを学ぶのか。

新年度、子供たちが受け取ったばかりの教科書のページをめくりながら、期待に胸をふくらませる姿は、昔も今も変わりません。

いつの時代も子供たちとともにある教科書。これからも私たち教科書発行者は、子供たちの明るい未来を願って、よりよい教科書をお届けできるよう努力してまいります。

4月10日は、「教科書の日」。「教科書の日」制定10周年を記念して「教科書川柳コンテスト」を実施し、多くの応募をいただきました（応募総数2,510句、一般の部2,087句、ジュニアの部423句）。そこではさまざまなエピソードが語られていますが、どれも共感できるものばかりで、教科書が私たちにとってとても身近な存在であることに気づかされます。応募作品のなかから、最優秀賞を紹介します。教科書で学ぶ現代の子供たちや、ちょっと昔に学んだ大人たちによる、学びの楽しさとよろこびの声をお聞きください。



## ジュニアの部



### その話 私も習った 母が言う

みひ(岐阜県)

(詠み人) 音読しようとしたら30年以上前にならったという母と同じ内容にうれしくなりました。

## 一般の部(高校生以上)



### 教科書は 未来の私の 羅針盤

うらら(大阪府)

(詠み人) 教科書には様々な人物や出来事、また研究されたことなどが多方面に載っています。教科書は自分の将来のなりたいもの、したいことを見つけ実現する方向を示してくれる、羅針盤のような物だと思います。



# 新しい時代、新しい教育、新しい ～未来を創る子供たちのために～



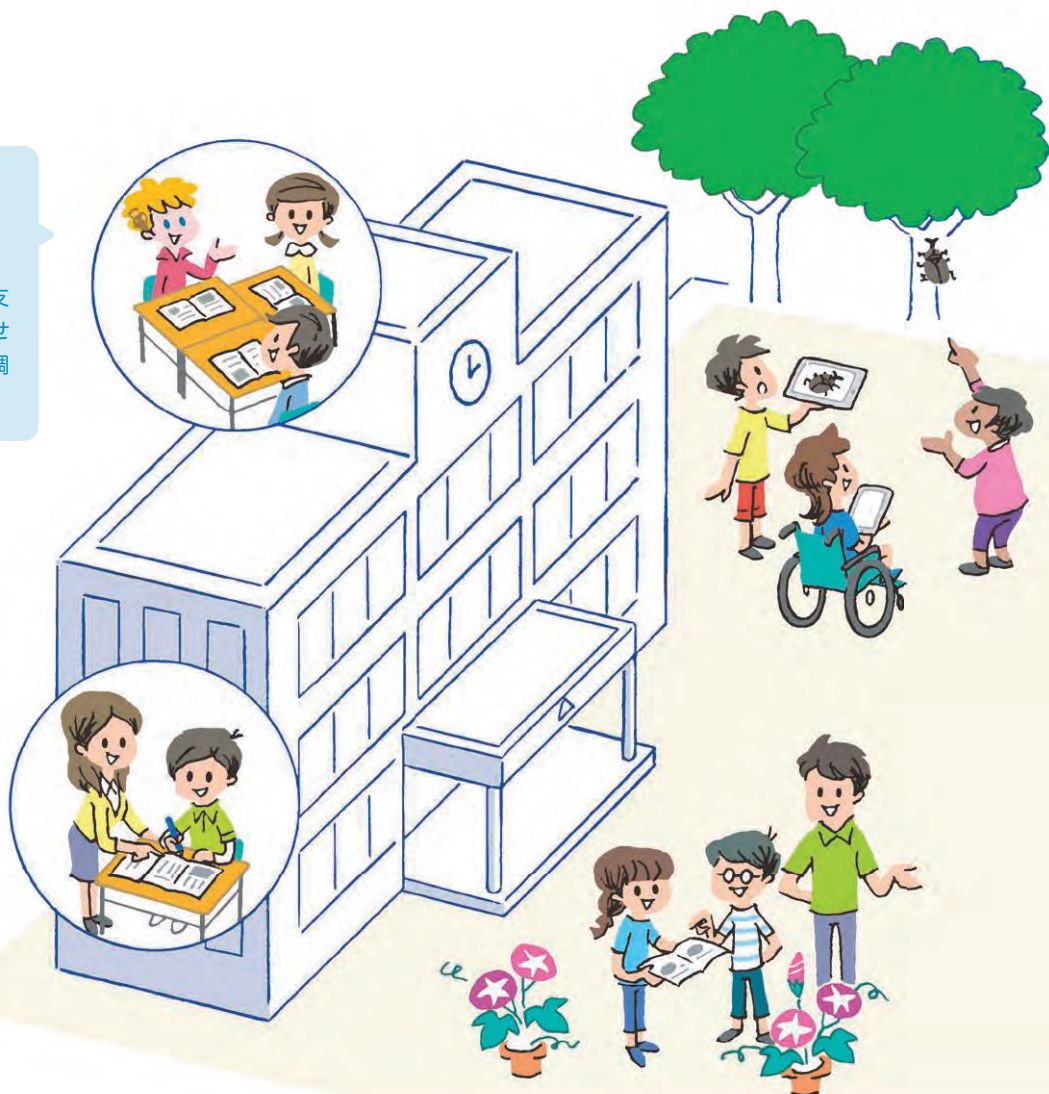
## 子供たちの学びを支え続ける

教科書が子供たちの学びを支える教材としての役割を果たせるよう、教科書発行者は常に調査研究を進めています。



## 多様な子供たちの 使いやすさのために

さまざまな特性がある子供たちに使いやすい教科書を目指して、ユニバーサルデザイン、UDフォントの採用、拡大教科書の発行、デジタルデータの提供などを行っています。



## 義務教育教科書無償給与制度は、必要不可欠です。

昭和38年から実施されている「教科書無償措置」は、日本国憲法第26条第2項の「義務教育は、これを無償とする」という理念を具現化する措置です。

この措置は、50年以上にわたり国民から広く支持され続け、わが国の教育水準の維持・向上を支えてきました。子供の貧困や教育格差が深刻化する中、義務教育教科書無償給与制度は、今後ますます重要な役割を担うこととなります。

この制度を堅持することは、子供たちの幸せを実現させ、同時に社会の健全な発展を支える日本の公教育において、必要不可欠といえるでしょう。

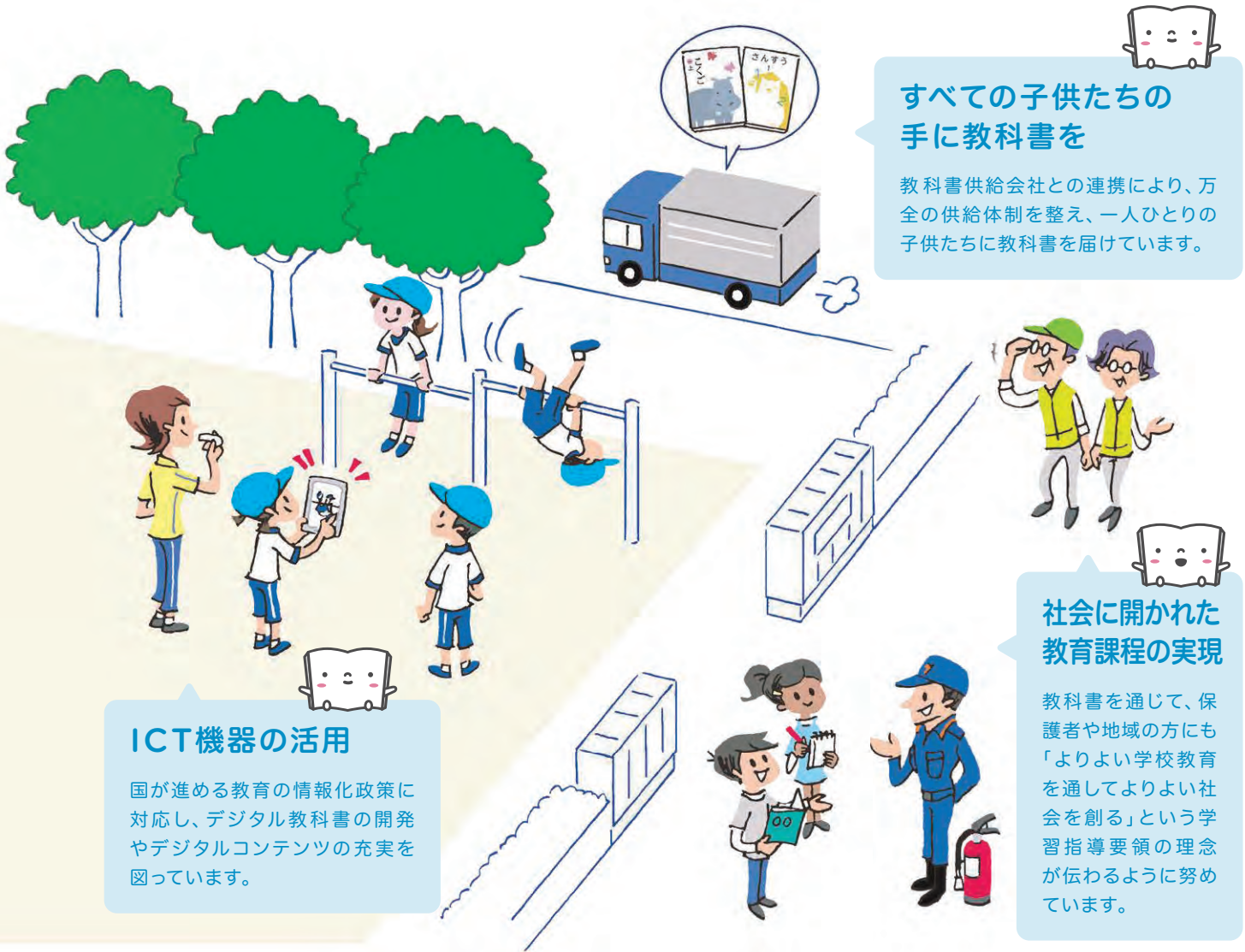
### 各国の教科書無償制度

国名	初等教育教科書		中等教育教科書		備考
	無償	有償	無償	有償	
日本	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
イギリス	●		●		
ドイツ	●		●		
フランス	●		●		
スウェーデン	●		●		
フィンランド	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
ノルウェー	●		●		
アメリカ合衆国	●		●		
カナダ	●		●		
韓国	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
インドネシア	●		●		
ニュージーランド	●		●		
タイ	●		●		
中国	●		●		
シンガポール		●		●	

(公財)教科書研究センター「海外教科書制度調査研究報告書」(令和2年3月)による

# 教科書

新しい学習指導要領は、予測困難な時代を生きる子供たちが未来を切り拓くための力を育成することを目指しています。私たち教科書発行者も、その一助となるように、さまざまな取り組みを行っています。



## すべての子供たちの手に教科書を

教科書供給会社との連携により、万全の供給体制を整え、一人ひとりの子供たちに教科書を届けています。

## ICT機器の活用

国が進める教育の情報化政策に対応し、デジタル教科書の開発やデジタルコンテンツの充実を図っています。

## 社会に開かれた教育課程の実現

教科書を通じて、保護者や地域の方にも「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念が伝わるように努めています。

## 教科書発行・供給の現状には、さまざまな課題があります。



### 低廉な定価

長年、教科書発行者はコスト削減のための経営努力を続けていますが、教科書の定価は、学用品や文庫本などと比較しても廉価な状態が続いています。



### 編集・製造経費の増大

学習指導要領の改訂に伴う、よりわかりやすく、より使いやすい教科書の発行への創意工夫や、教科書のバリアフリー化、教育の情報化への対応など、時代にあった教科書の編集・製造により、経費が増大し続けています。



### 児童生徒数の減少

児童生徒数の減少により、教科書の発行部数は年々大きく減少し、構造的な不況が続いています。



### 教科書取扱書店数の減少

全国の教科書取扱書店数の減少傾向が続いており、災害時の対応を含め、全国の子供たちへ確実に教科書を届けるという完全供給に支障をきたすおそれが出てきています。

> p.6~7

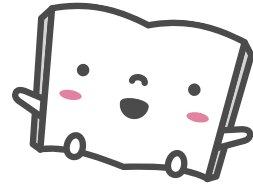
> p.8~17

> p.18

> p.20~22

CHAPTER  
**01**

# 教科書の定価は、 諸物価に比べて廉価です。



**教科書発行者はコスト削減に努めていますが、  
適正な教科書定価の引き上げが必要です。**

令和4(2022)年度の高等学校教科書定価は、物価上昇分として0.5%引き上げられました。また、高等学校1年生の教科書定価は、学習指導要領改訂により学習内容が増加したことに伴い、各教科で大判化・ページ増を反映した引き上げとなりました。一方で、小学校と中学校については据え置きとなりました。

物価上昇や長年続く少子化により、1部あたり製造原価が上昇を続けることで、教科書発行者の経営はたいへん圧迫されてい

ます。さらに、令和4年に入ってから物価高騰が止まらず、教科書用紙やインキなどの教科書の製造に関する費用も値上がりしています。

時代の要請に応え、かつ高品質の教科書の発行と完全供給を果たしていくためにも、物価上昇や少子化の影響などが適正に反映された定価の引き上げが必要です。



## 小学校1年生の教科書(入学時)と学用品(一部)の値段の比較 (令和4年度)

### 小学校1年生の教科書 (入学時)



165円      225円      226円



319円      337円      344円      922円



合計 **2,538円**

### 小学校1年生の学用品 (一部)



体操ズボン・体操シャツ・  
体操帽子

4,697円



上履き

1,199円



絵の具セット

4,800円



鍵盤  
ハーモニカ

7,260円



学習ノート  
(国語・算数)

418円



筆記用具  
(筆箱、鉛筆、  
消しゴム、定規)

2,354円



合計 **20,728円**

## 令和4年度用教科書の平均定価

※一般社団法人 教科書協会『令和4年度使用 教科書定価表』による

### ▼ 小学校 (全学年平均)

教科	書写	保健	図工	音楽	道徳	家庭	英語	算数	国語	地図	社会	理科	生活
平均定価	165円	219円	224円	226円	280円	288円	320円	395円	409円	485円	612円	893円	914円

### ▼ 中学校 (全学年平均)

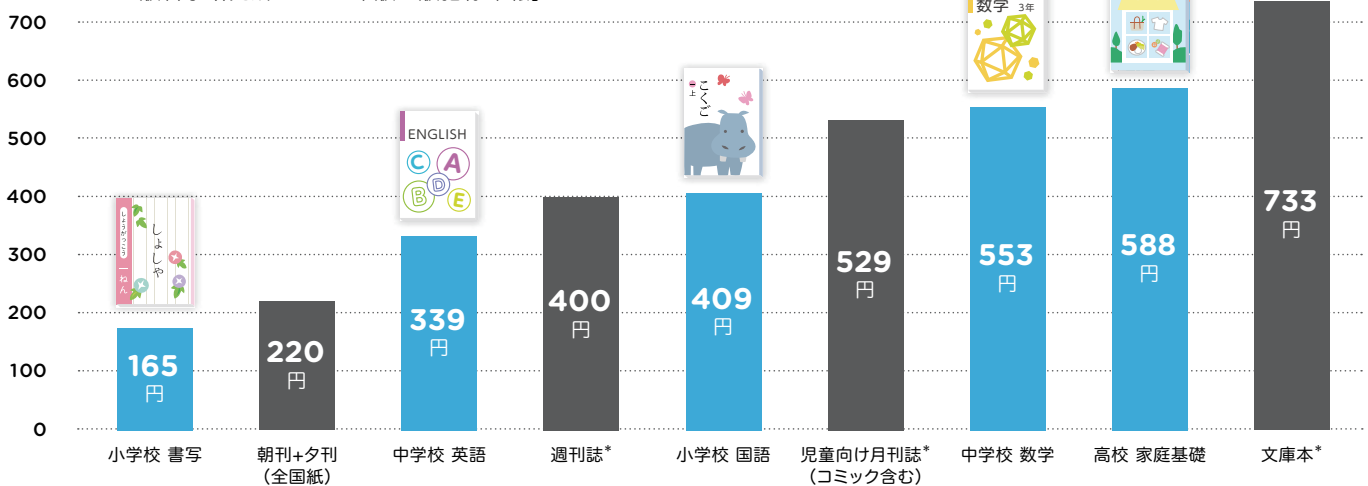
教科	音楽	英語	道徳	保健体育	美術	書写	数学	技術・家庭	理科	社会	国語	地図
平均定価	263円	339円	349円	435円	436円	451円	553円	582円	769円	801円	837円	1,138円

### ▼ 高等学校 (種目平均)

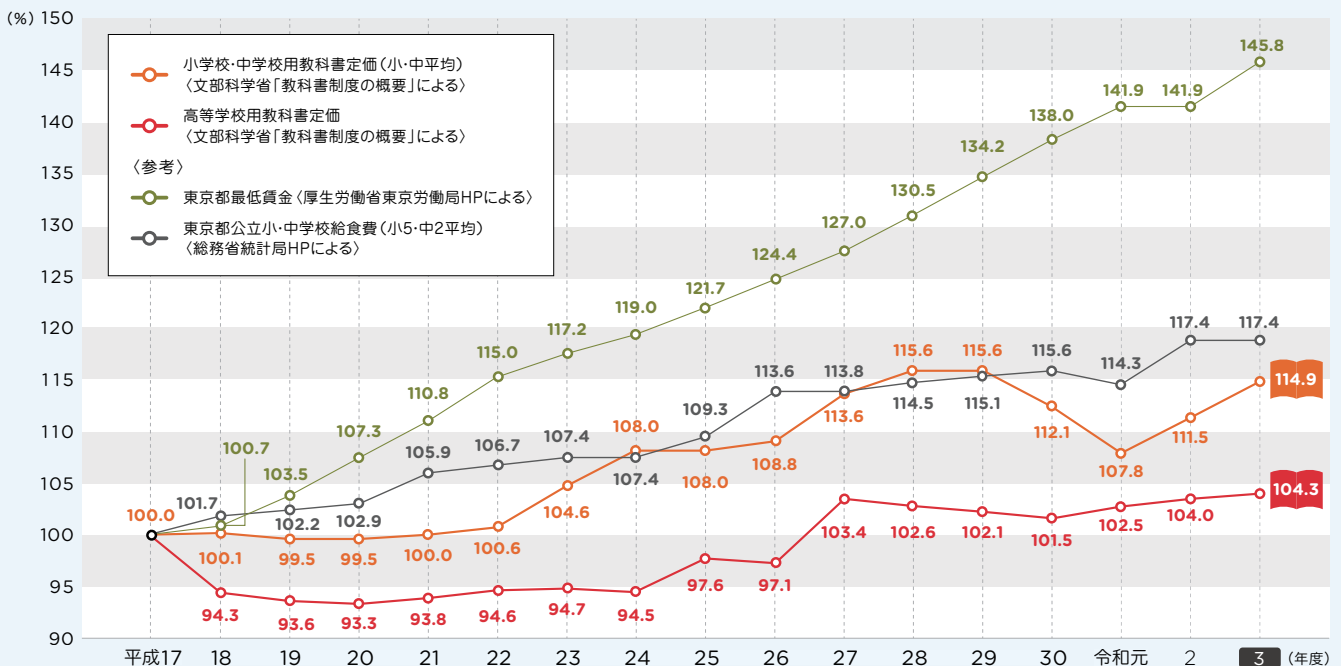
教科	音楽I	保健体育	家庭基礎	現代の国語	論理・表現I	公共	数学I	歴史総合	情報I	生物基礎	美術I	地図
平均定価	500円	528円	588円	599円	628円	690円	705円	736円	948円	954円	1,215円	1,495円

## 週刊誌や文庫本と比較しても、廉価な教科書が数多くあります。

(円) \*は出版科学研究所「2022年版出版指標年報」による

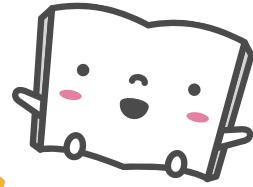


## 平成17年度を100としたときの教科書の定価の推移



CHAPTER  
**02**

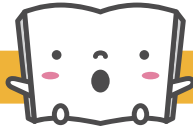
# 教科書の大判化、ページ数増加が進み、コスト増大の要因となっています。



子供たちの資質・能力の育成を図るため、教科書は質・量ともに充実度を高めています。

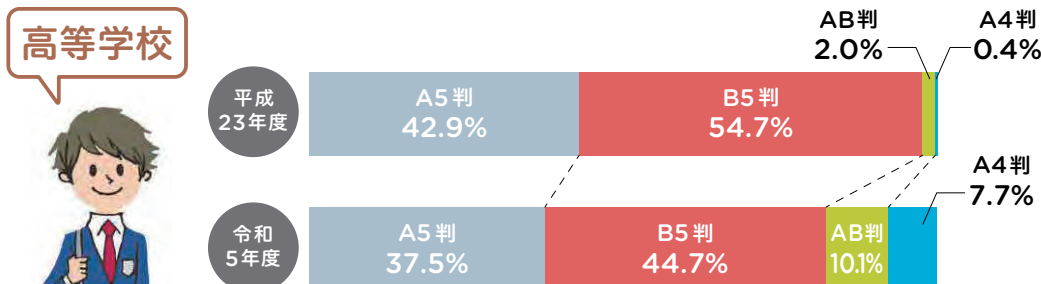
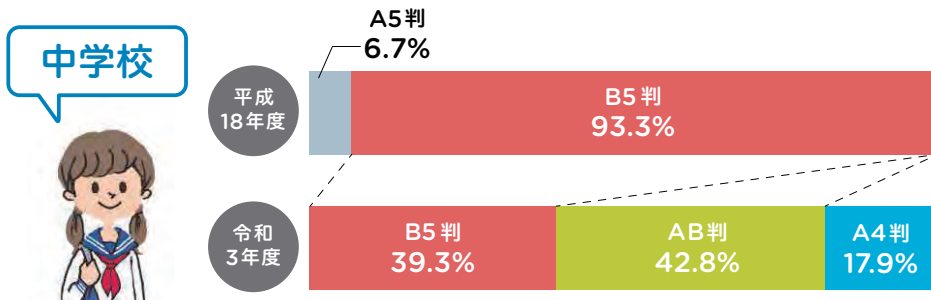
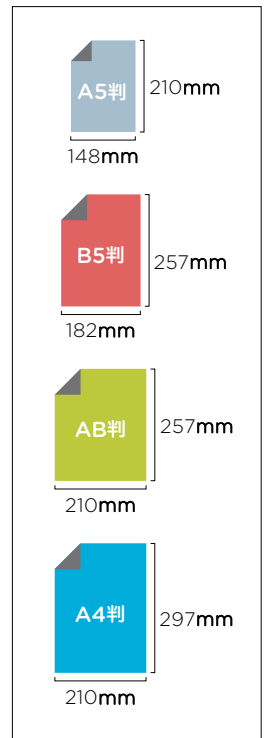
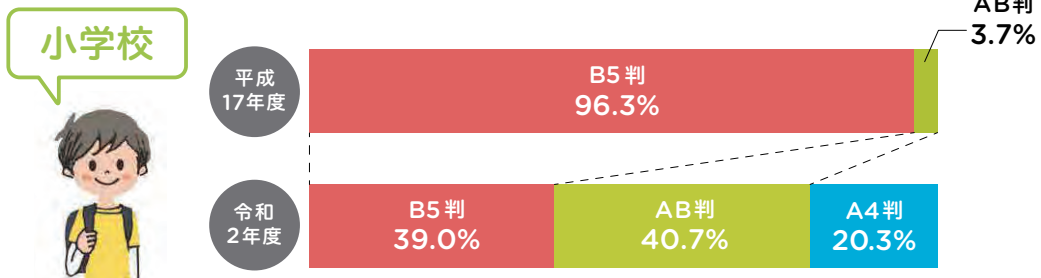
学習指導要領の改訂などに伴い、教科書の大判化、ページ数の増加が進んでいます。これは、子供たちの資質・能力の育成を図ることや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業

改善を図れるようにすること、児童生徒のわかりやすさ・学びやすさやユニバーサルデザインを追求して、教科書の記述やレイアウトが工夫されたことなどによるものです。



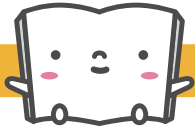
## 教科書の大判化

学習指導要領の内容の充実、記述やレイアウトの工夫に伴い、教科書は大判化の傾向にあります。



教科書用紙の軽量化への努力も続けられているんだ。



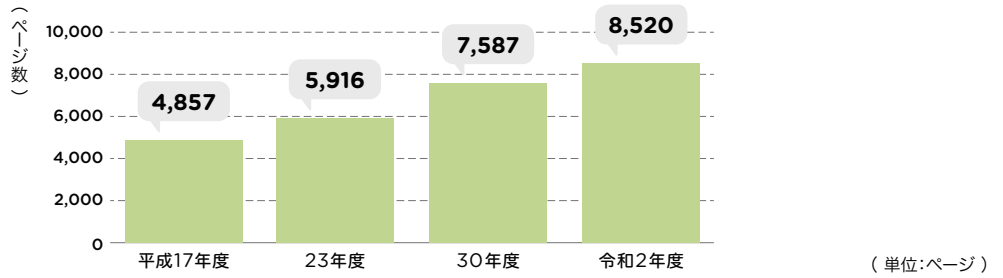


## 教科書のページ数の推移

### 小学校



【全教科、1～6年合計、各社平均】



教科	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	保健	道徳	英語	合計
平成17年度	1,429	233	637	68	1,075	491	196	372	192	100	64	—	—	4,857
23年度	1,719	258	734	80	1,422	659	233	407	224	110	70	—	—	5,916
30年度	1,827	284	795	90	1,525	763	255	479	302	122	80	1,065	—	7,587
令和2年度	1,919	324	921	111	1,681	814	267	504	361	142	104	1,079	293	8,520

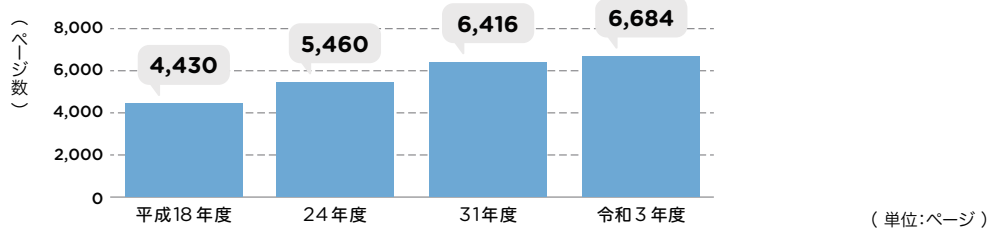
※平成30年度の道徳を除いた合計は6,522で、対17年度比は134.2%、対23年度比は110.2%。  
 ※令和2年度の道徳と英語を除いた合計は7,148で、対17年度比は147.1%、対23年度比は120.8%。

対17年度比  
**175.4%**

### 中学校



【全教科、1～3年合計、各社平均】



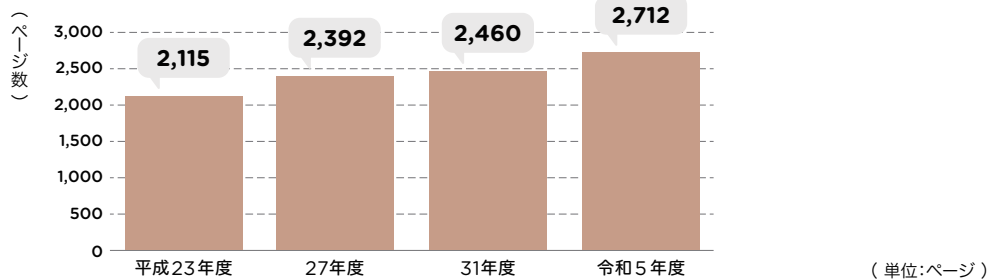
教科	国語	書写	社会	地図	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	道徳	合計
平成18年度	886	107	702	142	595	566	332	110	147	470	373	—	4,430
24年度	1,132	119	821	150	795	820	347	129	167	522	458	—	5,460
31年度	1,017	129	845	180	862	952	383	169	179	561	506	633	6,416
令和3年度	1,043	145	878	190	909	962	391	190	202	623	523	628	6,684

※平成31年度の道徳を除いた合計は5,783で、対18年度比は130.5%。  
 ※令和3年度の道徳を除いた合計は6,056で、対18年度比は136.7%。

対18年度比  
**150.9%**

【主な教科(国語、地理歴史、地図、公民、数学、理科、保健体育、芸術、英語、家庭、情報、理数)、1冊あたり、各社平均】

### 高等学校



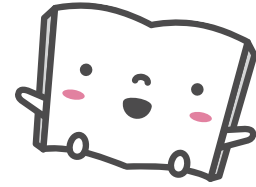
教科	国語	地理歴史	地図	公民	数学	理科	保健体育	芸術	英語	家庭	情報	理数	合計
平成23年度	291	277	160	199	160	239	175	95	142	219	158	—	2,115
27年度	349	285	165	236	206	288	186	106	160	225	186	—	2,392
31年度	376	287	172	239	209	300	186	110	162	232	187	—	2,460
令和5年度	362	284	179	247	198	309	229	126	170	255	205	148	2,712

※令和5年度の理数を除いた合計は2,564で、対23年度比は121.2%。

対23年度比  
**128.2%**

CHAPTER  
03

# 教科書の編集・制作には、 多大な労力とコストが かかります。



教科書が児童生徒の手に届くまでには、  
多くの人々が編集・制作に携わり、4年もの歳月がかかります。

教科書は、教科書発行者が学習指導要領に基づいて著作・編集をしています。各発行者は、それぞれの編集方針に従って、執筆者などと編集会議を重ね、内容を精査し、原稿執筆・検討を行っていきます。関連する領域の専門家は多岐におよぶため、1冊の教科書に携わる著作編集関係者が100人を超えることも珍しくありません。

本文記述とともに、図表・写真・挿絵なども準備します。効果的に教科書紙面を展開するため、図書設計・レイアウトも工夫しています。これらの作業には外部のデザイナー・イラストレーター・カメラマンなどの協力が欠かせません。

また、教科書にはさまざまな著作物(小説・随筆・詩などの文芸作品や絵画・写真、楽曲など)を掲載します。その著作権者に支払う掲載補償金も発生します。また、掲載にあたって著作権者(著作物を学校教育の目的上やむを得ない範囲を超えて改変

して掲載する場合)や著作権者(非公表の著作物を利用する場合)、所有者の許諾が必要となる場合もあります。1点の著作物に複数の許諾が必要となるものもあり、多くの時間と労力を必要とします。これらの費用は教科書発行者の大きな負担となっています。近年では、デジタル教科書の制作も加わり、その負担はさらに大きくなっています(p.14~15参照)。

こうして完成した教科書は、文部科学省に検定申請されます。文部科学省では検定基準に則って審査が行われ、合格・不合格が決定されます。検定合格した教科書は、全国各地で使用する教科書を決定するための採択を経て、ようやく児童生徒の手に届けられることになります。

このように教科書は、編集の開始から児童生徒の手に届くまでに4年もの歳月を要します。その間、編集制作費や人件費など多額の先行投資が必要とされます。

STEP 1

## 1~2年目 調査・編集 (検定提出まで2年で行います)

編集者



● 企画(調査含む)スタート  
数年先に使用されることを考え合わせ、綿密な調査を実施。すべての児童生徒にわかりやすい教科書を目指し、多角的に検討して企画を立案。

編集委員



● 原稿執筆と審議  
多数の著者による原稿の執筆と、編集会議などでの原稿審議を繰り返し実施。多くの時間をかけて、最終原稿を作成。

デザイナー・イラストレーター・カメラマン



● 図版・資料の作成とレイアウト  
学びやすく理解しやすい挿絵や写真の作成と、紙面デザインの設計。著作物の掲載には多大な労力と時間、コストが必要となる。

校正・校閲者



● 誤りをなくするための  
厳重な確認作業  
誤った記載や誤解を与える記述などをなくするための確認作業を、多人数で多数回実施。

## 新学習指導要領（2017・2018年告示）の実施と教科書の制作スケジュール

デジタル教科書の制作は  
検定合格後に本格化するので、  
短期間で完成させる  
必要があるよ。



		2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
小学校	学習指導要領の告示	調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始						
					調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始			
中学校			調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始					
					調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始			
高等学校	低学年用		調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始					
							調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始	
	中学年用		調査・編集		検定	採択/ 製造・供給	使用開始				
								調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始
高学年用		調査・編集				検定	採択/ 製造・供給	使用開始			
								調査・編集	検定		

学習指導要領は、おおむね10年ごとに改訂されます。新学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施されています。また、高等学校では令和4年度の入学生から年次進行で実施されています。

新学習指導要領では、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。また、外国語教育の改善が図られ、小学校3・

4年で「外国語活動」、小学校5・6年で教科としての「外国語」が始まりました。高等学校では「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」の5つの領域を総合的に扱う科目や、発信力を高める科目が新たに設置されています。

各発行者では、新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みやすくするため創意工夫を重ね、よりよい教科書づくりを行っています。



教科書発行者 文部科学省



- 検定審査開始
- ↓
- 検定意見の通知
- ↓
- 検定意見に対する修正
- ↓
- 検定合格

約1年間



- 教科書採択のための見本作成
- ↓
- 発行者から全国の関係各所に送付
- ↓
- 自治体などにおいて使用する教科書を検討
- ↓
- 採択決定

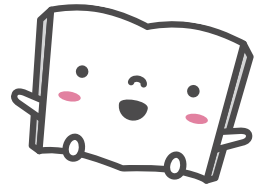


- 実際に使用する供給本の準備
- ↓
- 供給本を製造する前に、資料などの更新や、内容の再確認を実施。訂正する必要が生じた場合は、文部科学省に訂正申請を行う。



- 記述の訂正・更新
- ↓
- 使用開始後であっても、訂正が必要になったものについては訂正申請を行う。統計データなどの資料を最新の情報に更新するなど、毎年訂正を行う教科書も多い。

# 「デジタル教科書」を用いた授業が始まっています。



## 紙の教科書と「デジタル教科書」を併用できるようになりました。

デジタル教科書には、先生が使用する「指導者用デジタル教科書(教材)」と、児童生徒が使用する「学習者用デジタル教科書」(以下、デジタル教科書)があります。平成30年5月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、平成31年度(令和元

年度)から、必要に応じて一定の条件のもと、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用できるようになりました。

令和3年度からは、授業時数の制限なくデジタル教科書が使用できるようになりました。



制度化された「デジタル教科書」



先生が  
拡大提示して  
使うんだ。



紙とデジタルの併用で  
さらに効果的に!



「学習者用デジタル教科書ガイドブック」

デジタル教科書について詳しく説明しています。

<http://www.textbook.or.jp/publications/data/191030dtbguide.pdf>



## デジタル教科書・教材で、子供たちの学びを深めるための研究を進めています。

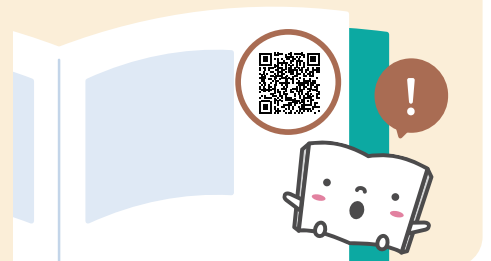
現在、ICT(情報通信技術)を活用した教育の進展により、授業におけるデジタル教科書・教材の活用が進んでいます。たとえば紙の教科書だけでは学習が困難な児童生徒には、ふりがな表示や音声読み上げ(機械音声)など、特別支援に配慮した機能

が活用されています。

今後は、さらにデジタル教科書が活用できるよう、ICT環境の整備や供給方法などの検討を行うとともに、指導法の研究や普及を進めることが求められています。

### 紙の教科書には、二次元コードなどが掲載されています。

令和2年度から使用されている新学習指導要領対応の教科書では、二次元コードなどから教科書発行者が管理するウェブサイトへリンクし、教科書の内容に関連した音声・動画や外部リンクなどを利用できるようになりました。検定対象ではなく参照情報(教材)の位置付けですが、音声動画の制作や外部リンクの維持・管理など、これまでにはなかった労力とコストがかかっています。



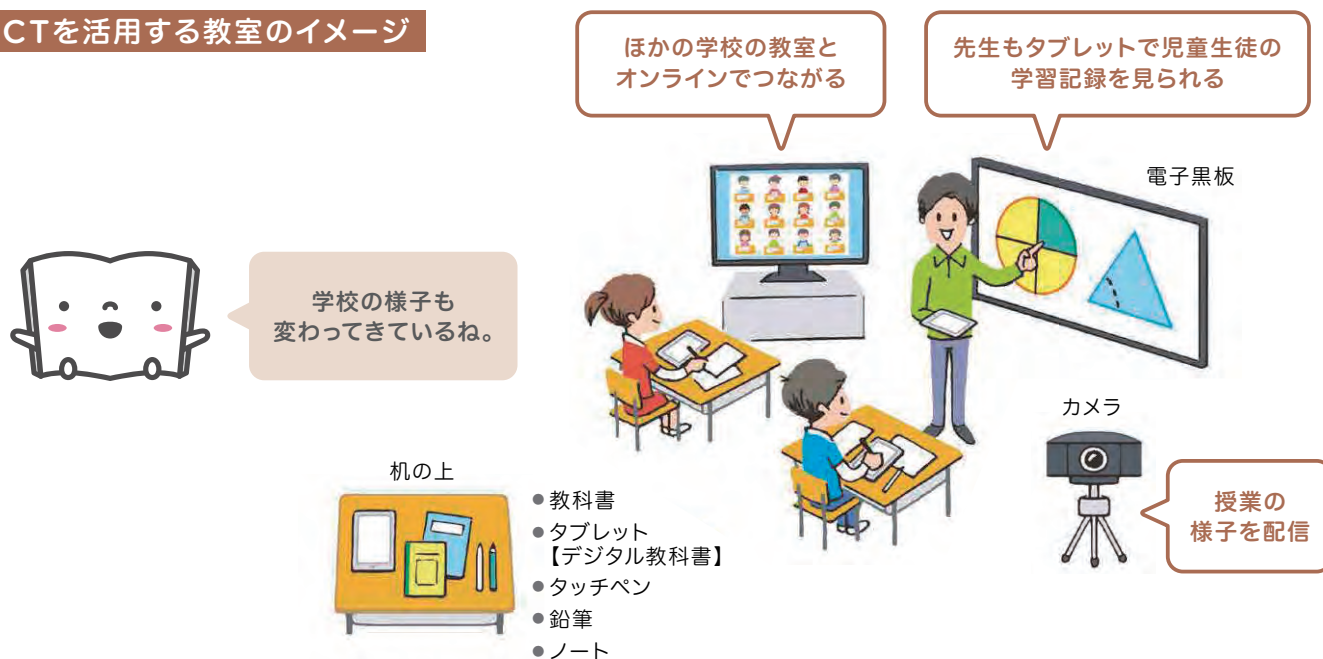
## ICTを活用した授業が始まっています。

一部の自治体や学校では、積極的にICTを活用した授業が展開され、学校では次のような実践が行われています。

- 電子黒板やプロジェクターにデジタル教科書紙面や図表を拡大表示
- ほかの学校の教室とオンラインでつないで、合同で授業を行う

- 児童生徒がタブレットで作成した資料や、意見の書き込みなどを瞬時にクラス全体で共有
- 課題や目的に応じてインターネットなどを用い、情報を収集・分析・整理
- 児童生徒がタブレットを家庭に持ち帰り、授業の予習復習などで活用

### ICTを活用する教室のイメージ

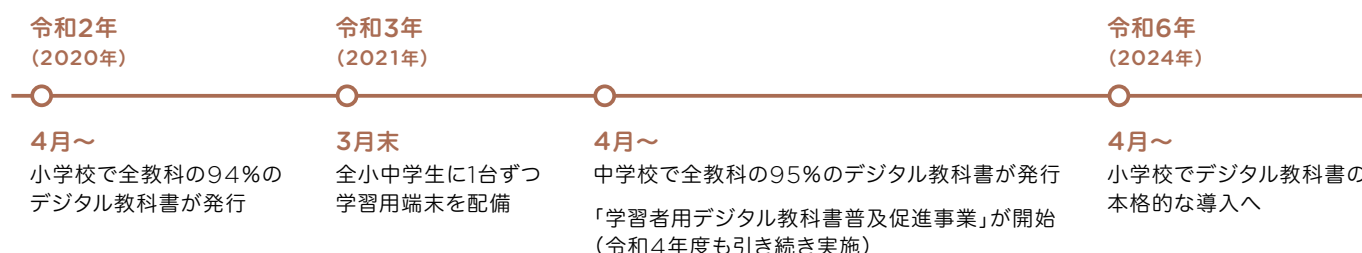


## GIGAスクール構想に基づいて、学校教育のICT化が進んでいます。

文部科学省はGIGAスクール構想により、小中高等学校の全児童生徒への学習用端末の配備と通信環境の整備等を目指しています。令和3年7月時点で公立の小学校等の96.2%、中学校等の96.5%が「全学年」または「一部の学年」で端末の利活用を開始しています。高等学校でも令和4年度中にすべての道府県において1年生の1人1台整備が完了予定であり、学校のICT化は急速に進んでいます。

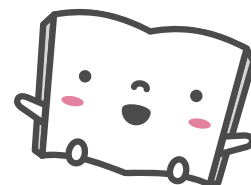
そうした流れのなかで、主たる教材であるデジタル教科書の普及による学びの充実や、特別支援への対応に大きな期待が寄せられています。文部科学省は、令和3年度「GIGAスクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業」および令和4年度「学習者用デジタル教科書実証事業」において希望する学校にデジタル教科書を配布し、普及促進事業を進めています。

### 「GIGAスクール構想」と、予想されるデジタル教科書の流れ



CHAPTER  
**05**

# 新しい時代の要請に応じた デジタル教科書の編集・制作には、 さまざまな費用が かかります。



## デジタル教科書・教材には、独自のコンテンツ制作費がかかります。

デジタル教科書の制作にかかる費用は、紙の教科書データをデジタル用に変換するだけではありません。ふりがな表示や音声読み上げ（機械音声）、リフロー（読みやすさのために、文字の大きさやレイアウトを流動的に調整する機能）など、特別支援に配慮した機能に関する費用が、紙の教科書制作費とは別に生じます。

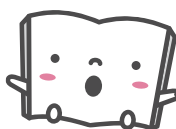
また、デジタル教科書とデジタル教材との連携は必須ですが、動画やアニメーションなどのデジタル教材のコンテンツ制作にも多大な費用がかかります。

さらに、デジタル教科書の普及にあわせてカスタマーサポートが必要不可欠となっており、これらの費用も年々増加しています。

### 紙の教科書とデジタル教科書+デジタル教材の工程・費用の比較

紙の教科書						
工程	編集	用紙選定	印刷	製本	供給・配送	
費用	<b>編集費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 印税/原稿料</li> <li>● イラスト料</li> <li>● 写真撮影/使用料</li> <li>● 校正費</li> </ul>	<b>用紙代</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教科書専用紙仕入代</li> </ul>	<b>印刷代</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 刷版代</li> <li>● 表紙各種加工費</li> </ul>	<b>製本代</b>	<b>供給手数料</b>	
デジタル教科書 + デジタル教材						
工程	デジタル化	コンテンツ制作	動作確認	ビューアの開発	供給・配信	運営・保守
費用	<b>編集費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● データ加工費</li> <li>● 特別支援対応費</li> <li>● 二次使用料 など</li> </ul>	<b>コンテンツ制作費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 写真撮影/使用料</li> <li>● 動画制作費</li> <li>● アニメーション制作費 など</li> </ul>	<b>デバッグ費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種端末（OS）での検証・更新の費用</li> </ul>	<b>開発費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発費</li> <li>● 保守運営費</li> <li>● 標準化やほかのシステムと連携のための改修費 など</li> </ul>	<b>クラウド費用</b> プラットフォーム、サーバ、毎年のクラウド配信などの費用	<b>ライセンス管理費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 履歴管理費</li> <li>● 保守管理費</li> <li>● カスタマーサポート費</li> <li>● OS更新対応費 など</li> </ul>

複数のOSやパブリッククラウドに対応したビューアの開発・保守にも多くの費用がかかっているんだね。



供給後も履歴・保守などの管理費がかかるよ。



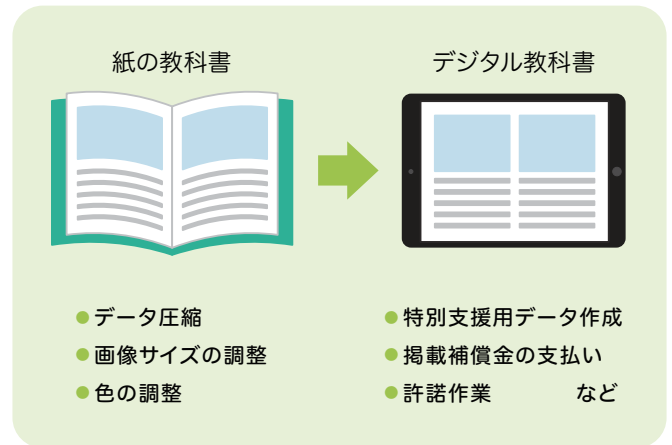
## ■ 紙の教科書のデジタル化にも、多くの費用がかかります。

デジタル教科書には、紙の教科書の印刷用データをそのまま使えるわけではありません。紙の教科書は、印刷用にPDFファイルを使用することが多くありますが、きれいに印刷するためにデータ容量がとても大きくなります。

デジタル教科書は、パブリッククラウドで配信するため、容量の軽いデータであると同時に、デジタルの特性を生かすために、拡大しても写真などの細部がしっかり見えることが求められます。そのため、画像サイズを調整したり、色の調整を行ったりして、細部にわたって最適なデータを制作する必要があります。この作業には、検証を含め多くの費用がかかります。このことは、デジタル教科書のデータ形式が画像ファイルでも、PDFファイルでも、最適なデータ作成の作業が発生することに変わりはありません。

デジタル教科書の特長である特別支援機能の実装のためのデータ作成(ふりがな、リフロー、音声読み上げの補正、白黒反転時の除外設定など)にも費用が発生します。

このほか、デジタル教科書に著作物を掲載するにあたって、著作権者への掲載補償金の支払いや、著作権者などへの許諾が必要となる場合もあり、紙の教科書のデジタル化にも多くの費用が発生することとなります。



## ■ 確実な供給を可能にする新たな基盤整備への投資が必要です。

デジタル教科書が確実に供給されるためには、まず、自治体や学校において、充実した通信環境の整備が必要です。通信環境が整わない家庭への整備の補助も求められます。

教科書発行者においては、デジタル教科書の制作やクラウド配信の設定・運営以外に、自治体や学校からの技術的な質問に

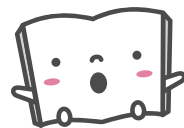
対するサポート体制の整備なども求められています。

将来、デジタル教科書の完全供給を可能とするためには、供給(配信)方法の検討、ライセンス管理体制の整備、導入後の更新や保守・管理体制の整備なども必要不可欠となります。

### 基盤整備の一例

#### 【自治体や学校】

- 学校内のネットワーク環境の整備
- 家庭に対する通信環境の補助
- 端末の保守やリプレイス(部品やソフトウェアの交換)への対応
- ICT支援員の配備



基盤整備には  
いろいろな費用が  
必要なんだね。

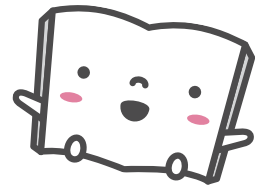
#### 【教科書発行者】

- クラウド配信の設定・運営
- 技術的な質問に対するサポート体制の整備



CHAPTER  
06

# 教科書のバリアフリー化を推進しています。



## 教科書デジタルデータの提供、拡大教科書の発行を行っています。

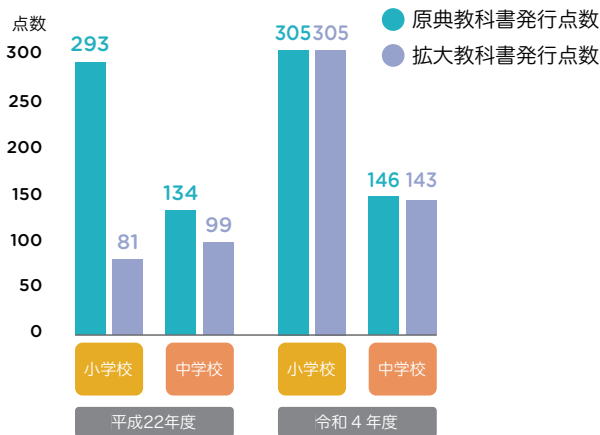
拡大教科書や点字教科書、音声教材など、児童生徒の障害やその他の特性に応じて、検定済教科書に代えて使用し得る図書などを「教科用特定図書等」といいます。

平成20(2008)年6月には、教育の機会均等を実質的に保障するために、「教科書バリアフリー法」(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律)が定められました。

この法律に基づいて、教科書発行者は、ボランティア団体などによる「教科用特定図書等」の作成を支援するため、文部科学省を通して教科書のデジタルデータを提供しています。

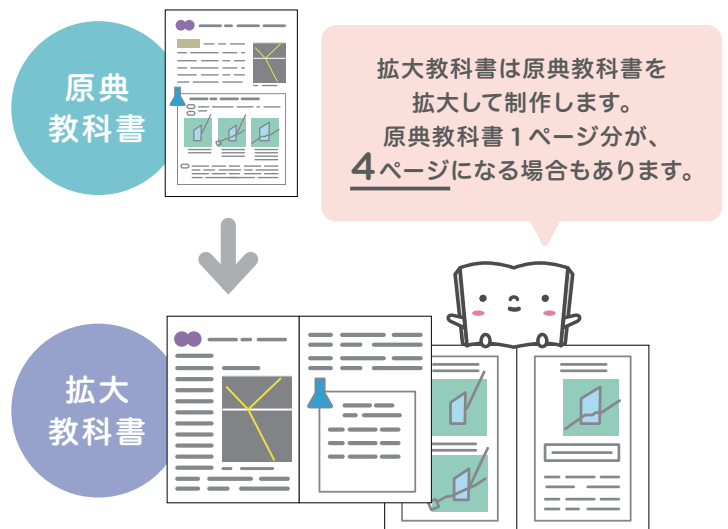
同時に、小・中学校教科書については、ほぼ全点について拡大教科書を発行しています。また、高等学校教科書については、拡大教科書の発行とともに、タブレット端末を活用した教科書紙面の拡大表示での対応にも積極的に協力しています。

小・中学校における  
拡大教科書の発行状況



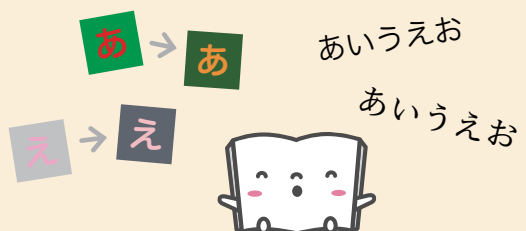
※文部科学省「教科書目録」(令和4年4月)などによる

原典教科書(検定済教科書)と  
拡大教科書の紙面の例



## ユニバーサルデザインを意識して、教科書の編集を進めています。

年齢や性別、障害、国籍や文化などにかかわらず、多くの人にとってわかりやすいデザインをユニバーサルデザインといいます。教科書発行者は、ユニバーサルデザインに配慮した配色にしたり、ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)を使用したりするなど、児童生徒がより使いやすくより学びやすい教科書になるように、さらなる工夫を重ねています。





## ■ 検定済教科書1冊に対して、何分冊もの拡大教科書が必要になります。

拡大教科書とは、主として弱視の児童生徒が使用する教科書で、検定済教科書の文字や図形を拡大する際には、それぞれの判型にあわせて文字の大きさやフォントを変えるなど、レイアウトし直す必要があります。その結果、ページ数が増え、1冊の教科書

が何分冊にもなることがあります。

また、文字の大きさ別に3種類の発行が標準とされているため、原典教科書1点ごとに準備する拡大教科書の種類は、さらに多くなります。

### 原典教科書と拡大教科書の冊数と判型

#### ≡ 文字の大きさ別に3種類の発行が標準とされています ≡

原典教科書1冊に対して、何冊分もの拡大教科書を制作しています。

例えば、ある国語の教科書では、  
原典教科書1冊に対し、  
拡大教科書は3種類  
合計**15冊**を制作しているよ。



## ■ 拡大教科書の発行には、編集・制作から供給までの環境の整備が必要です。

教科書発行者は、児童生徒の障害の実態に対応して、拡大教科書を編集・制作しています。

拡大教科書は、効果的・効率的に学習ができるよう配慮した教科書の意図を損なわないように再編集するため、検定済教科書の編集・制作と同様に時間と労力を要します。

少部数の発行のため1冊あたりの原版制作原価も高額となり、印刷単価も割高になります。さらに、拡大教科書発行に伴って著作権者に支払う掲載補償金も発生します。教科書変更や発

注ミスなどによる返品のコストも教科書発行者の負担です。

このように、少部数の発行に伴ってさまざまな問題が生じるため、教科書のバリアフリー化をさらに進めるには、編集・制作から供給までのすべての面において、国と教科書発行者との相互努力による環境整備が必要です。

平成28(2016)年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。教科書発行者は、多様な「教科用特定図書等」の普及のために、今後もさらに努力を続けてまいります。

## ■ 化学物質過敏症への対応本の作成も進めています。

現在、化学物質過敏症に悩まされている多くの児童生徒がいます。

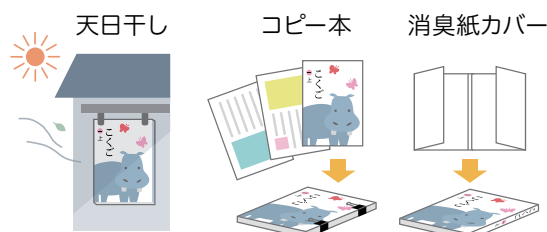
こうした児童生徒に対しては、文部科学省の委託を受けて、教科書協会を通して、教科書発行者に特別な処理を施した対応本を依頼し、提供しています。

化学物質過敏症は、原因となる化学物質や症状が人によって異なります。そのため、児童生徒一人ひとりの症状に応じて、天日干しやコピー本(カラー・白黒)・消臭紙カバーの中からもっとも適した対応本を選択し、きめ細やかな対応を行っています。

令和3年度には、延べ220人の児童生徒に対応本を提供しました。

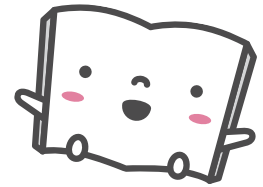
### 化学物質過敏症への対応の例

#### ≡ 一人ひとりにきめ細やかな対応を ≡



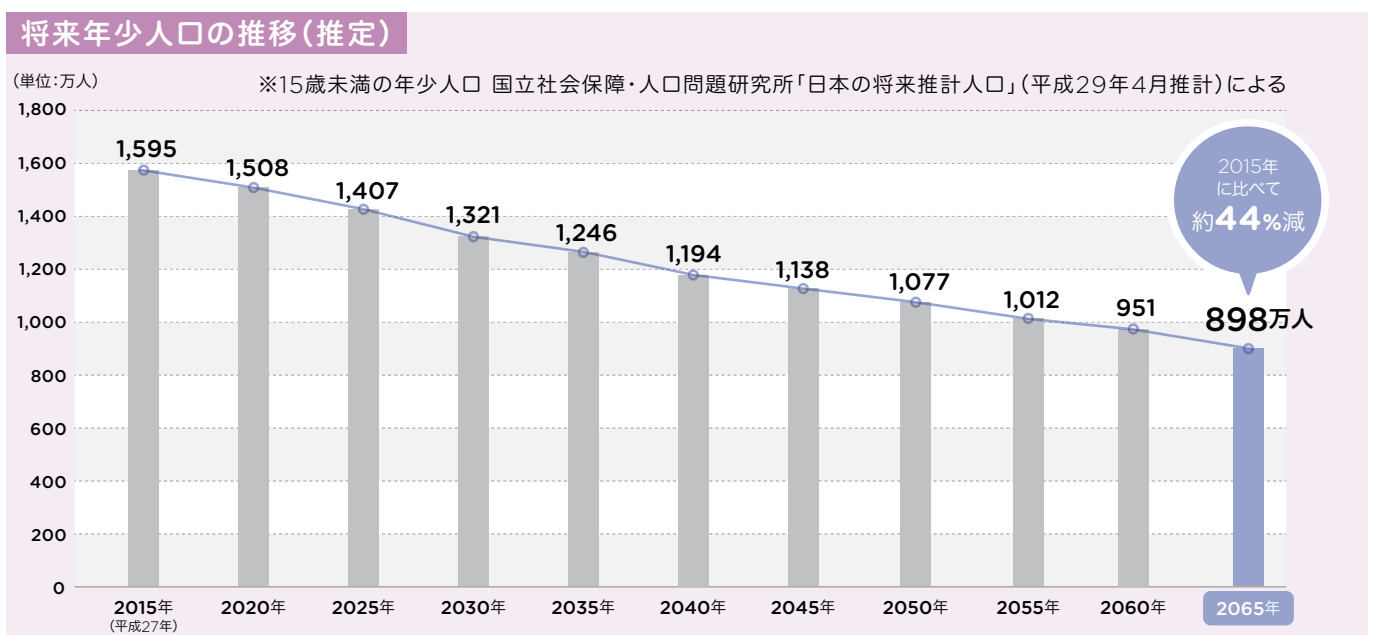
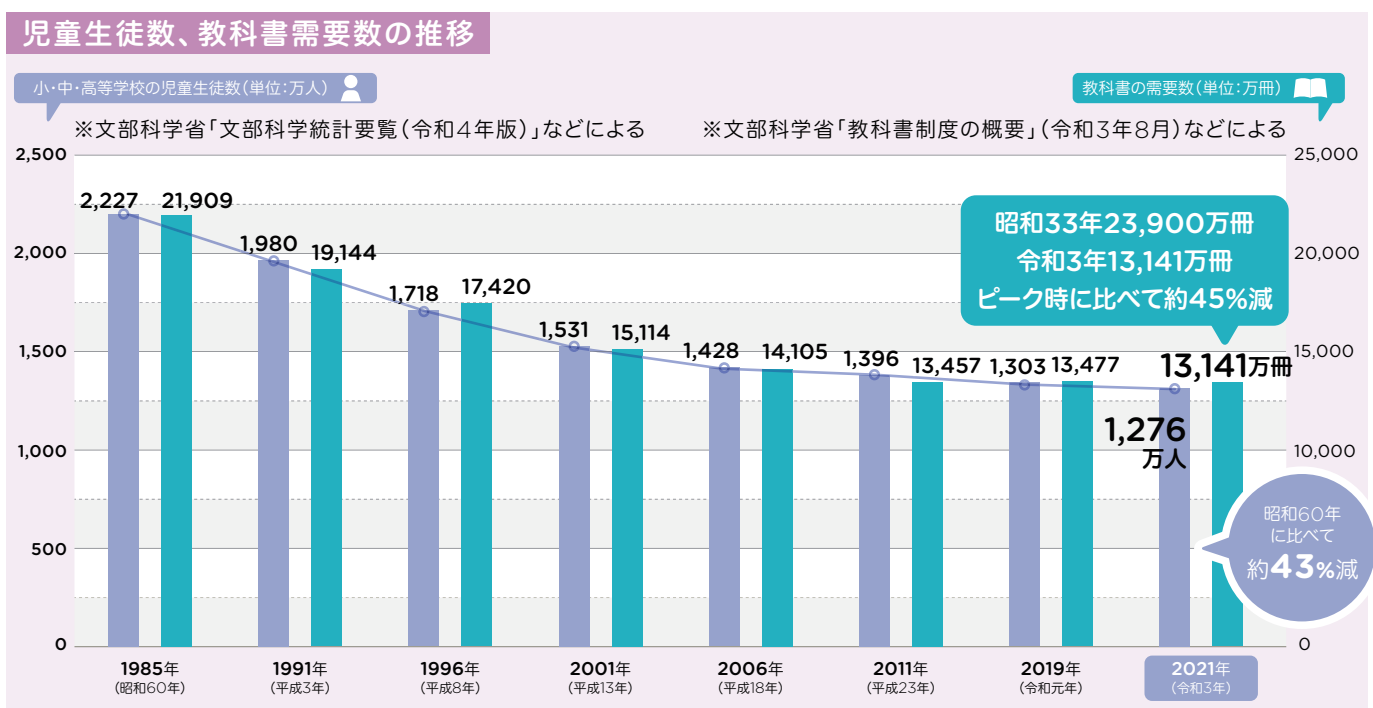
CHAPTER  
07

# 児童生徒数の減少は、教科書の発行に深刻な影響を与えています。

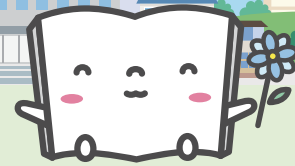


## 児童生徒数が大幅に減少する傾向は続いています。

児童生徒数の自然減による売上高減少は、教科書発行者が長きにわたり直面している問題です。今後も、少子化の進行に歯止めがかからないことが予測されており、このような状況は、教科書の発行に深刻な影響を与えています。



## 教科書と著作権



## 教科書の利用と許諾

教科書は創作性のある著作物で、多くの著作権者がいます。教科書を利用するには原則「許諾」が必要です。

1 教科書を利用して  
何を作られますか

## — 図書・教材類 —

書籍 雑誌 研究冊子

参考書 問題集 テスト類

宣伝パンフ その他

## — 視聴覚・マルチメディア教材類 —

CD音声教材

ビデオ・DVD教材

パソコンソフト教材(CD-ROM)

ネット配信教材

2 教科書のどの部分を  
利用されますか

表紙

組み立て・構成(単元・章名など)

文章

図版(写真・イラスト・地図など)

書名・発行社名

※商標・商号権を侵害する恐れがあります。

※全文利用は教科書発行者から管理委託を受け  
ていないので許諾できない場合があります。3 作成したものを  
どのように利用されますか

企業・塾などでの販売・頒布

教科書著作権協会への許諾申請が必要  
です。

学校や公共機関などでの利用

教科書著作権協会への許諾申請が必要  
です。ただし、著作権法により許諾申請  
を行わなくても利用できる場合があり  
ます。

個人としての私的な利用

許諾申請を行わなくても利用できる場  
合が多くありますが、利用の仕方によ  
っては申請が必要となります。たとえ、非営  
利目的であっても、第三者にコピーして  
配布したり、自分のホームページに掲載  
する場合などは許諾が必要となります。

※一般社団法人教科書著作権協会の資料から作成

## ● 著作権法(抄録)

※改正著作権法第35条の要件に該当すれば、学校その他の教育機関による授業目的公衆送信は無許諾で可能です。  
ただし、教育機関設置者がSARTRASに補償金を支払う必要があります。

## 第三十五条(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を

提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

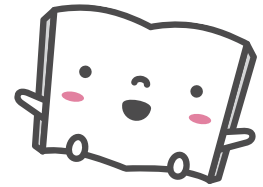
## 第三十八条(営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。



CHAPTER  
**08**

# 教科書の供給システムは、日本の教育を支える重要なインフラです。



## 教科書の完全供給は、教科書発行者の責務です。

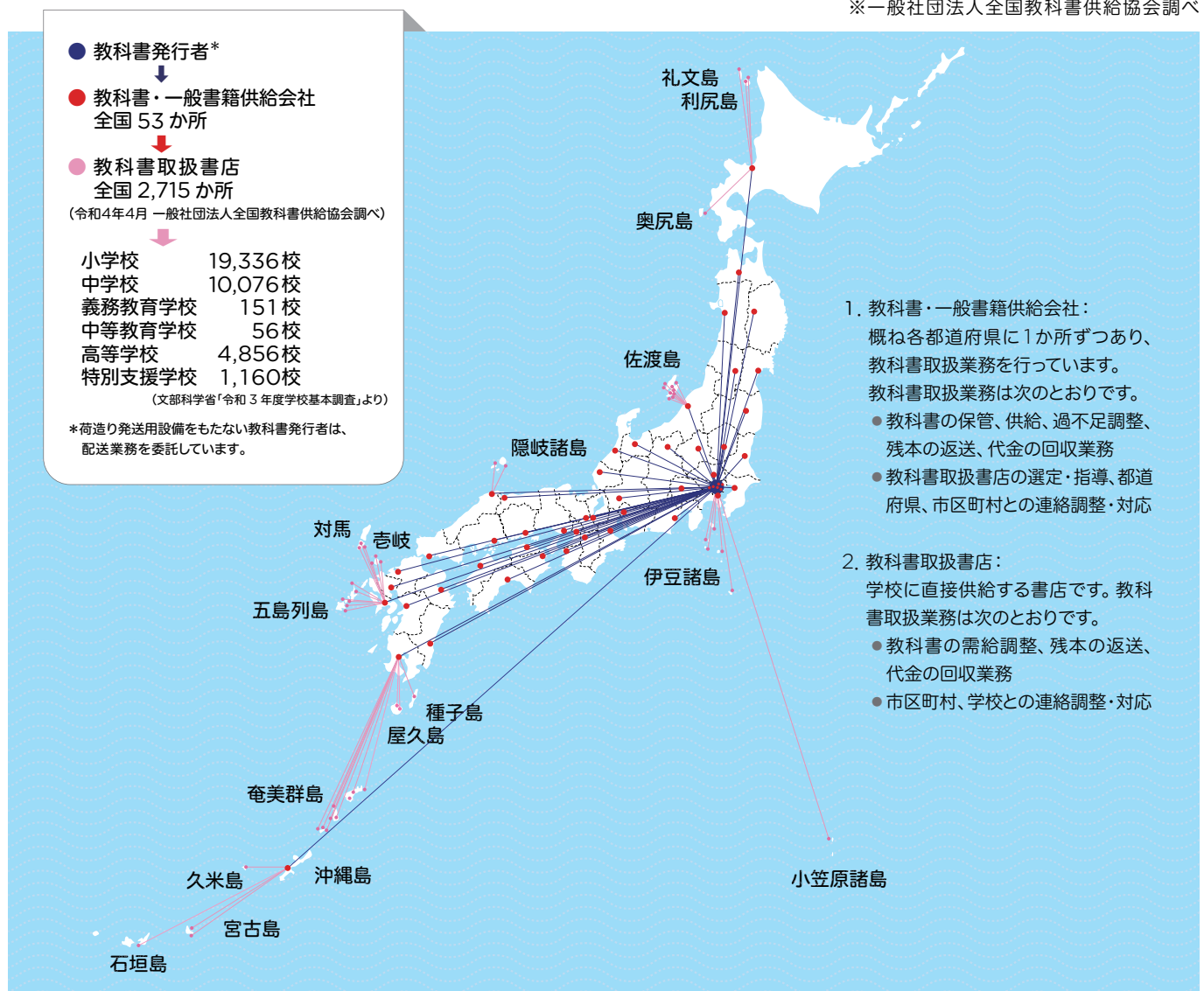
教科書発行者は教科書をつくるだけでなく、供給する責任と義務を負っています。これは、「教科書の発行に関する臨時措置法」で定められています。どれほど質の高い教科書をつくっても、全国の児童生徒の手に確実に届けられなくては意味がありません。

ただし、教科書発行者自らが全国すべての学校に教科書を迅速かつ正確に届けることは事実上不可能です。そのため、全国の教科書供給会社と供給契約を締結して、この責務を履行しています。

### 教科書供給のしくみ

※教科書発行者が東京にある場合の例です。

※一般社団法人全国教科書供給協会調べ



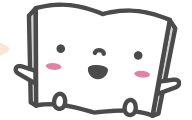
## ■ 全国すべての学校に、定められた時期に、確実に供給しています。

全国で、小学校は19,336校、中学校は10,076校、義務教育学校は151校、中等教育学校は56校、高等学校は4,856校、特別支援学校は1,160校あります(文部科学省「令和3年度学校基本調査」より)。離島や山間へき地にも学校はあり、こ

れらすべての学校に対して、教科書は完全供給されています。

新年度の始まる4月にあわせて、児童生徒用と教師用の教科書が間違いなく学校に届けられていることが必須です。

全国すべての学校に  
届けてるんだ!



## ■ 多種多様な教科書の供給に対応しています。

教科書は、校種・教科ごとに多くの種類が存在しています。

公立の小・中学校で使用される教科書は、各都道府県・市区町村教育委員会で定められた教科書採択地区において決定されます。その地区数は全国で581にもなります(令和4年6月現在)。

また、高等学校や国私立の小・中学校では、学校ごとに採択が行われています。このため、教科書の供給形態は複雑で多岐にわたります。

## ■ 転出・転入や災害滅失・毀損などの状況に対応しています。

転校生への迅速な対応も重要です。転出・転入は年間を通してありますが、特に3月・4月は保護者の転勤などの事情により多くなります。

また、地震・風水害などの大規模自然災害や火災などにより教科書を滅失・毀損した場合にも、被災した児童生徒の教科書

を速やかに供給しています。

教科書発行者・供給会社・取扱書店は、児童生徒がいつどこに転出・転入しようとも、また、自然災害で教科書を滅失・毀損しようとも、完全供給を責務として、日々業務の遂行に努めています。

## ■ 教科書の完全供給の維持には、様々な課題があります。

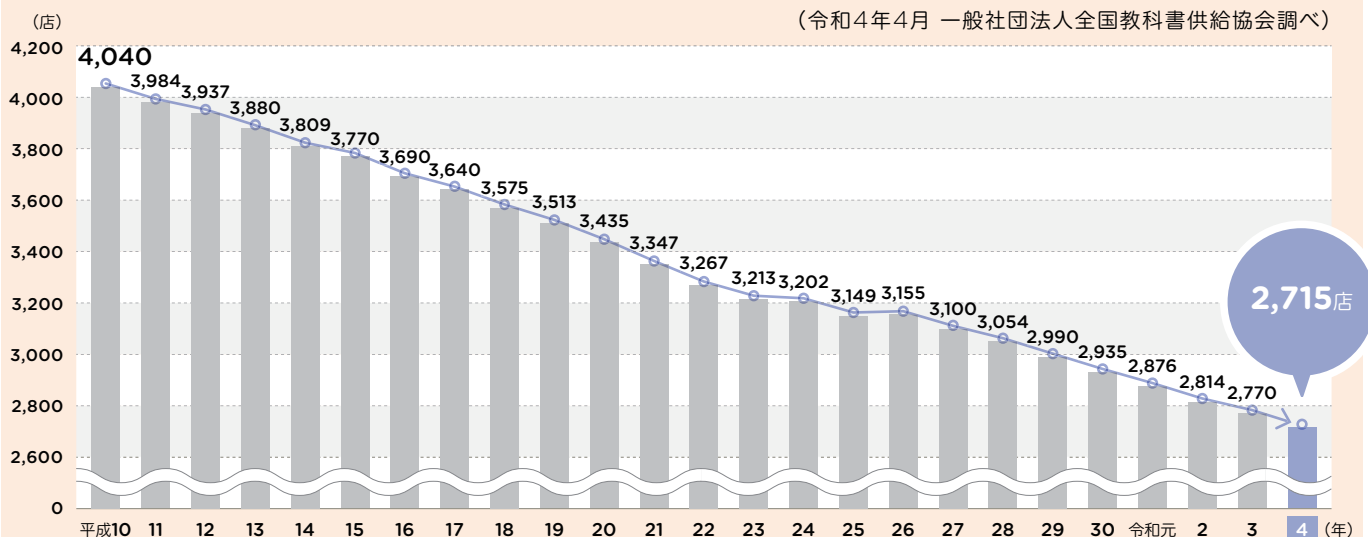
教科書の完全供給という大切な業務を担っている各都道府県の教科書供給会社および教科書取扱書店は、効率化を図りながらサービスの向上に努めていますが、児童生徒数の減少という構造的な不況、低廉な教科書定価の影響により、厳しい経営状況にあります。

また、教科書取扱書店においても、後継者不足、複雑な供給

形態への対応などにより経営の維持が年々厳しくなり、教科書の取り扱いの辞退や廃業が続いています。そのために、教科書供給会社の負担がさらに増加するという事態も生じています。

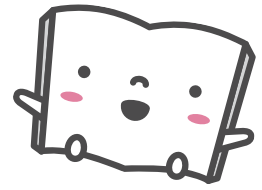
現行の教科書完全供給システムを安定的に継続させるためにも、教科書の適正な価格設定が望まれます。

### 教科書取扱書店数の推移



CHAPTER  
**09**

# 被災地への補給にも 万全を期しています。



今から11年前の平成23年3月11日の東日本大震災では、児童生徒へ供給される前の教科書約50万冊が、教科書供給会社および教科書取扱書店において滅失・毀損しました。主要な製紙会社やインキ工場も被災したため、教科書発行者は、全国を奔走して用紙やインキを調達、直ちに追加製造を開始し、始業式までに被災地への供給を無事完了しました。

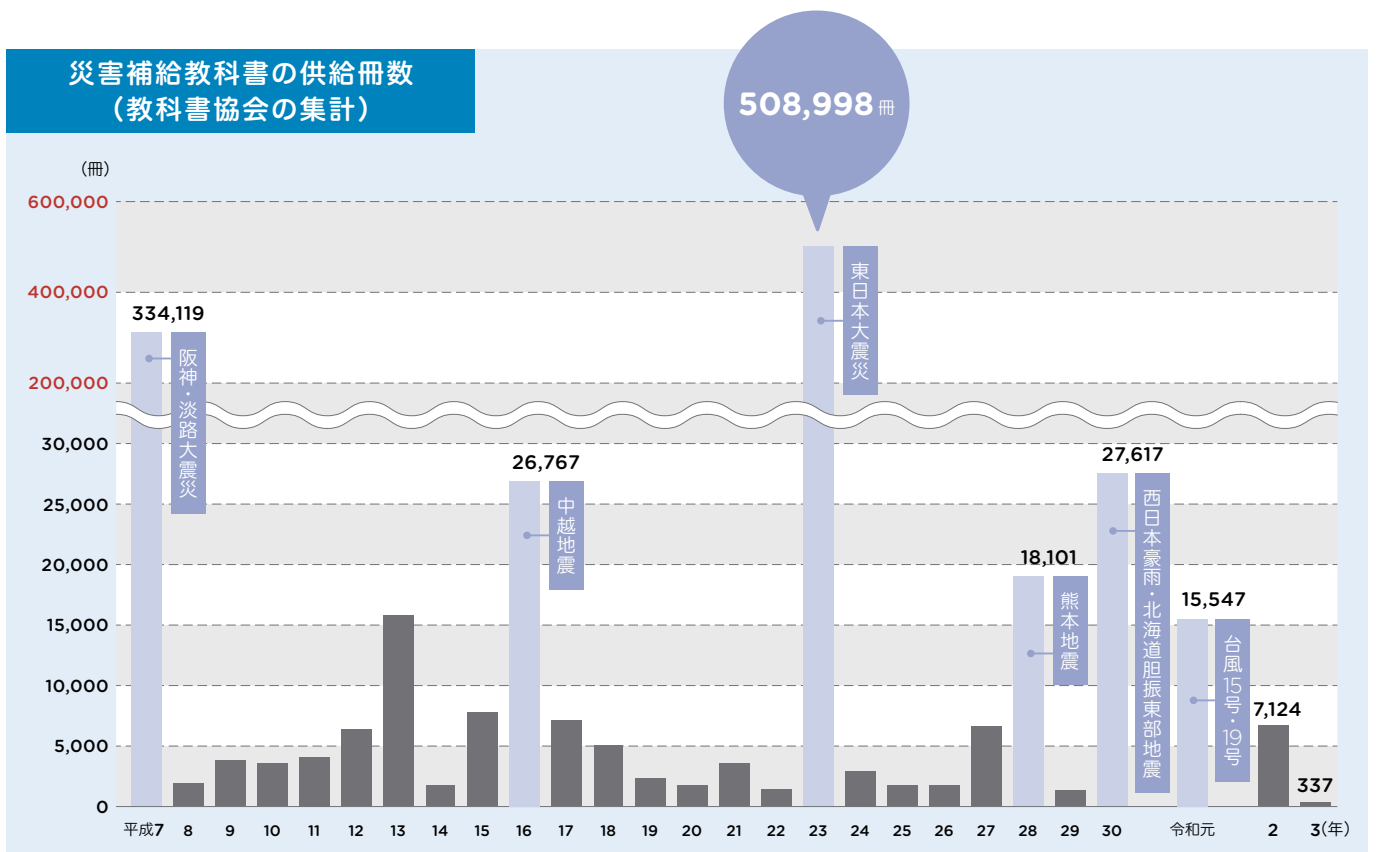
供給後の教科書についても、平成28年4月の熊本地方を震源とする地震（熊本地震）や、平成30年7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震、令和元年の台風15号・19号などのように

毎年発生する自然災害において、その都度「転学等対応本（常備本）」などによりすばやく教科書を補給しています。

災害補給教科書には、災害救助法適用と災害救助法非適用の2種類のケースがあります。前者の場合は、当該都道府県や国から教科書代金が支払われて補給を行います。後者の場合で、「教科書購入が困難な児童生徒（要保護・準要保護）」であることを当該市区町村教育委員会が認めたときは、教科書発行者が代金を負担して補給を行います。



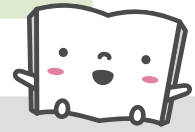
災害補給教科書の供給冊数  
（教科書協会の集計）



# 教科書協会の活動の紹介

「教科書協会」は、昭和28(1953)年に、教科書発行者が集まって発足しました。各教科書発行者が協力体制を敷き、文部科学省と常に連携を図りながら教科書の質的向上と教科書発行業に関する調査・研究にあたっています。

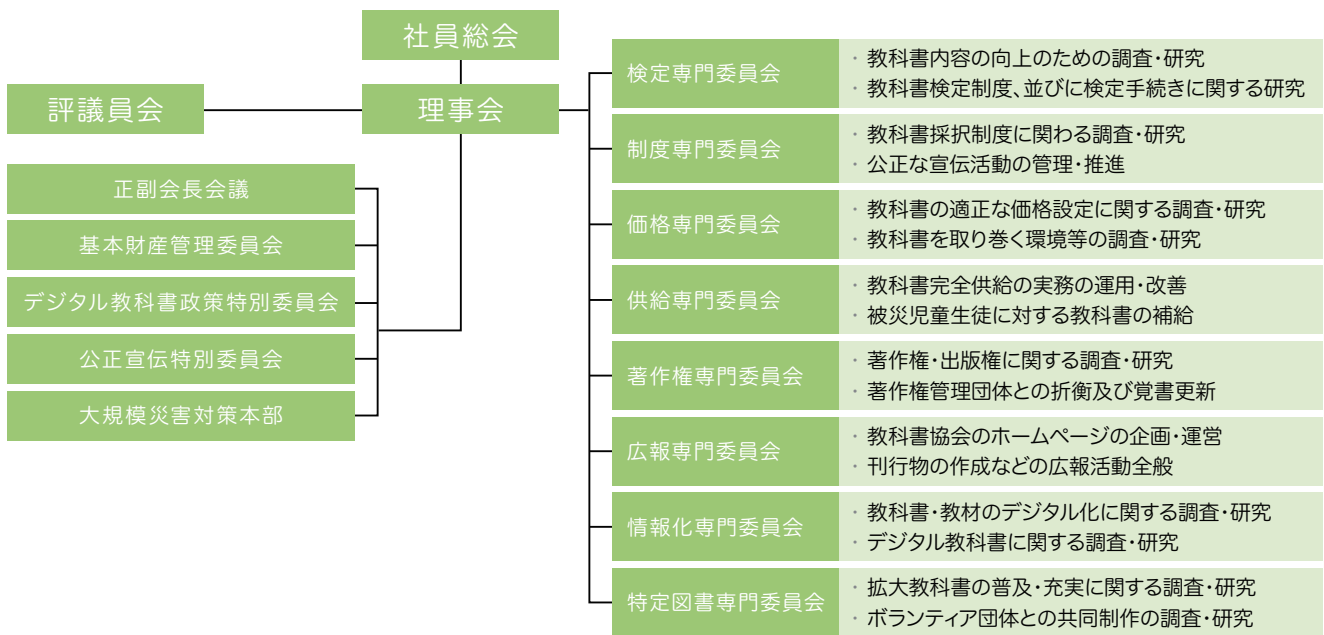
もっと詳しく知って  
もらいたいな!



## 委員会での活動

教科書発行にかかわる具体的な事項について、8つの専門委員会が中心となって調査・研究を行っています。また、その経過報告、連絡・調整を、理事会にて行っています。事案により、特別委員会において調査・研究を行っています。

## 8つの専門委員会と主な活動



## 教科書発行者 一般社団法人 教科書協会会員

(令和4年4月)

発行者の番号・略称	発行者	発行教科書の種類
2 東書	東京書籍(株)	小 中 高 特
4 大日本	大日本図書(株)	小 中 高
6 教図	教育図書(株)	中 高
7 実教	実教出版(株)	高
9 開隆堂	開隆堂出版(株)	小 中 高
11 学図	学校図書(株)	小 中 高
15 三省堂	(株)三省堂	小 中 高
17 教出	教育出版(株)	小 中 高 特
26 信教	(一社)信州教育出版社	小 高
27 教芸	(株)教育芸術社	小 中 高
35 清水	(株)清水書院	高
38 光村	光村図書出版(株)	小 中 高
46 帝国	(株)帝国書院	小 中 高
50 大修館	(株)大修館書店	中 高
61 啓林館	(株)新興出版社啓林館	小 中 高
81 山川	(株)山川出版社	中 高
89 友社	(株)音楽之友社	高
104 数研	数研出版(株)	中 高
109 文英堂	(株)文英堂	高
116 日文	日本文教出版(株)	小 中 高
117 明治	(株)明治書院	高
130 二宮	(株)二宮書店	高

発行者の番号・略称	発行者	発行教科書の種類
143 筑摩	(株)筑摩書房	高
154 オーム	(株)オーム社	高
172 旺文社	(株)旺文社	高
177 増進堂	(株)増進堂	高
178 農文協	(一社)農山漁村文化協会	高
179 電機大	(学)東京電機大学	高
183 第一	(株)第一学習社	高
190 東法	東京法令出版(株)	高
207 文教社	(株)文教社	小 高
208 光文	(株)光文書院	小 高
212 桐原	(株)桐原書店	高
224 学研	(株)学研教育みらい	小 中 高
225 自由社	(株)自由社	中 高
227 育鵬社	(株)育鵬社	中 高
229 学び舎	(株)学び舎	中 高
231 いいずな	(株)いいずな書店	高
232 あか図	あかつき教育図書(株)	小 中 高
233 日科	日本教科書(株)	中 高
234 TAC	TAC(株)	高

## むすび 教科書定価引き上げと義務教育教科書無償給与制度堅持のお願い

新型コロナウイルスは私たちの生活に大きな影響をもたらしました。教育界も例外ではありません。これまであたりまえであると思っていたことがあたりまえでなくなりました。

オンラインを利用した学習支援等のため、令和2年4月に著作権法の一部を改正する法律(平成30年成立)による授業目的公衆送信補償金制度が施行され、遠隔指導等における教科書の利用が円滑化されました。いかなる状況にあっても、子供たちの学習環境を守ることが私たち教科書発行者の使命でもあります。多様化する教育環境に対しても、柔軟で迅速な対応が求められています。有償コンテンツの無償化の特例措置などもその一例です。

政府(文部科学省)がすすめるGIGAスクール構想は、現在の社会状況を反映してその実現に向けた動きが加速し、学校教育のICT化が進んでいます。その主たる教材である「デジタル教科書」は、新しい学習環境において比重を高めています。「デジタル教科書」の普及は学びを充実させるとともに、特別支援への対応にも大きな期待が寄せられています。「デジタル教科書」は紙の教科書と並び、その発行は教科書発行者に課せられた責任ともいえる存在になってきています。

本書でお伝えしたとおり、教科書発行においては多くの課題

があります。社会の変化にあわせて教科書の内容も変化しています。教科書発行者が教科書づくりの責務と社会的要請を遂行していくことにおいて、企業努力だけでは解決できない状況もあります。特に先に述べたデジタル教科書制作に要する労力は紙の教科書以上と言っても過言ではありません。

私たちはこれまで継続して「義務教育教科書無償給与制度」の堅持をお願いしてまいりました。この制度が廃止され教科書が有償化されれば、保護者の教育負担の増加に直結することになります。さらに貸与制度ともなれば、教科書への書き込みはもちろんのこと、家庭への持ち帰りに制限が生じるなど、学習や指導に深刻な影響を与えることも考えられます。教育環境が大きく変わることが予想される今だからこそ、子供たちの学習環境の質を維持するためにも、引き続き、義務教育における教科書無償給与制度の重要性をご理解いただき、また、厳しい経営環境の中で教科書発行者がその使命を十分に達成できるよう、教科書の定価引き上げをお願いいたしたく、関係各位の格段のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、これからも教科書が子供たち一人ひとりの育ちと学びを陰ながらしっかりと支え続け、明るい未来をつくりだす一助となることを、教科書発行者一同、心より願っております。

### 教科書給与用紙袋

新たに入学する児童の教科書は、「新たに小学校に入学した児童の入学を祝う」「教科書無償給与制度の趣旨の徹底を図る」などの趣旨により、この袋に入れて給与されています。

表



裏



令和4年度

## 教科書発行の現状と課題

令和4年7月28日印刷  
令和4年8月2日発行

非売品

一般社団法人教科書協会

〒135-0015  
東京都江東区千石1-9-28 教科書研究センター5F  
TEL.03-5606-9781 FAX.03-5606-3086  
URL <http://www.textbook.or.jp>



### ●4月10日は教科書の日

一般社団法人教科書協会は、わが国の学校教育に果たしてきた教科書の役割を、学校関係者だけでなく、広く社会一般の方々にも認識していただく

とともに、教科書関係の仕事に従事する者が、その社会的意義と責任を再確認するため、平成22(2010)年4月に「教科書の日」を制定しました。令和2(2020)年に10周年をむかえました。